

山口市国民健康保険医療費等通知事務処理要綱

(目的)

第1条 この要綱は、山口市国民健康保険の被保険者に対し、医療費等を通知することにより、被保険者の健康に対する認識を深めさせ、もって、国民健康保険事業の健全な運営に資することを目的とする。

(秘密の保持等)

第2条 医療費等の通知にあたっては、傷病名、診療内容、投薬名等被保険者の秘密の保持に万全を期し、かつ、医師及び施術者と被保険者との信頼関係を損なうことのないよう努めなければならない。

(通知の範囲)

第3条 被保険者に通知する範囲は、診療報酬明細書（調剤報酬明細書を含む。以下「レセプト等」という。）による受診年月、受診者氏名、医療機関等の名称、保健区分、入院・通院・歯科・薬局の別、入院・通院の日数、処方せん受付回数、医療費の額及び柔道整復施術に係る療養費の施術年月、受療者氏名、施術所（者）名、施術日数、療養費の額とする。

2 前項に掲げるもののほか、国民健康保険制度の仕組み、財政状況、保険料等納付状況、その他被保険者啓発に関する事項をあわせ通知することができるものとする。

(通知の回数及び方法等)

第4条 通知は、被保険者の属する世帯主に対し、その世帯に属する受診者について、1カ月分あるいは数カ月分または1カ年分を取りまとめ、年4回以上通知するものとする。なお、単独で世帯を構成している者が、病院、施設等に入院もしくは入所しているときは、保護義務者もしくは扶養義務者等に通知するものとする。

2 通知にあたっては、レセプト、被保険者台帳等の突合せを確実に励行し、記載内容の照合に努めなければならない。

3 通知は、第三者に内容が見えないような封書等による郵送とする。この場合において、必ず「親展」の表示をしなければならない。

(通知書の様式)

第5条 通知書の様式は、別に定める。

(照会事項の聴取及び回答)

第6条 世帯主又は受診者（被保険者記号・番号、世帯主の氏名、続柄等の申し立てにより確認された者）からの医療費の通知に係る照会があったときは、照会事項のあいまいなものを除き、具体的に聴取しなければならない。

2 前項の照会事項のうち、傷病名、診療内容及び投薬名については、回答しないものとする。

3 医療機関等の調査を要する事項については、山口県（以下「県」という。）に調査を依

頼するものとし、県から回答があったものについてのみ、照会者に回答するものとする。

この場合、回答に相当の日数を要することを照会者に伝え、了解を得るものとする。

- 4 照会者の対応及び回答にあたっては、照会者に不信感を抱かせたり、医療機関等の事故を確定づける言質をあたえることがないように特に注意しなければならない。

(照会事項の県への送付)

第7条 県への照会事項の送付は、医療費通知に係る照会事項通報書を2部作成し、当該事項に係るレセプトを添付しなければならない。

- 2 県への照会事項は、概ね次のとおりとする。

(1) 診療事実がないことについて

(2) 診療実日数（薬局にあっては、処方せん受付回数）の相違について

(3) 医療費総額と一部負担金が相違していることについて

(4) 通院診療が入院診療になっていることについて

(5) 医療機関で投薬を受け、薬局で投薬を受けた事実がないことについて

(6) 当該診療において、保険外負担を徴収されたことについて

(7) 治療内容からして医療費が高すぎるについて（照会者から具体的に治療内容が示されたものに限る。）

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

付 則

- 1 この要綱は、平成17年10月1日から施行する。

付 則

- 1 この要綱は、令和6年12月2日から施行する。